

# 随意契約に付する理由書

工 事 名 : 大阪府営寝屋川点野住宅下水管移設工事

本工事は、現在工事中の大阪府営寝屋川点野住宅第1期エレベーター棟増築工事（第1工区）（その2）（以下「エレベーター棟増築工事」という。）の3号棟に近傍の下水管の移設を行うものです。

現在、エレベーター棟増築工事において、住宅内13棟の汚水排水が流れる下水管が3号棟へのエレベーター設置の支障となったため、次期工事で本移設工事を行うこととして簡易的な迂回工事を行いました。

下水管の本移設は、次期工事で移設が必要な下水管と一連で行うことを検討していましたが、エレベーター棟増築工事の発注スケジュール等を考慮していく上で、1期工事にかかる下水管移設について先行しての移設が必要になりました。

また、本工事の施工時期については入居者の負担の軽減と安全への配慮から、エレベーター棟増築工事と同時期に行うものです。

下水管移設工事に際しては、施工箇所がエレベーター棟増築工事の工事対象住棟である3号棟に近傍し、住宅内でも交通量が多い箇所になるため、エレベーター棟増築工事の受注者以外の施工となれば作業ヤードの確保及び工程調整等が困難な状況であります。

このため、本工事においては、下記のエレベーター棟増築工事受注者へ発注することにより工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、仮設ヤードの確保や工事進入路の調整等も円滑に行えます。

以上のことから、建築部競争入札審査会・建築部会に諮り了承を得た、エレベーター棟増築工事の受注者である株式会社鴻友建設より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

## 記

工 事 名 称 : 大阪府営寝屋川点野住宅第1期エレベーター棟増築工事（第1工区）（その2）

受 注 者 : 株式会社鴻友建設

工 事 期 間 : 令和3年2月15日～令和4年2月18日

請負代金額 : **¥457,644,000-**